

## 協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 令和2年1月29日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 大野 良徳  
福岡県直方市溝堀1-1-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等により、緊急的に行う応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定期間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、被災状況等により必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で工事を実施することがある。

(4) 基本協定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定の締結者については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等から総合的に評価して、3社程度を決定する。

(6) 基本協定の継続について（令和3年度以降の協定手続き）

① 令和3年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

② 令和2年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（令和2年度の場合は令和3年2月1日）までに、4. 基

本協定締結のために必要な要件の確認、及び5. (1) 評価項目と評価基準の別表1により評価を行うため、7. (3) に示す様式2～様式7を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。

- ③ 令和3年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
- ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。
- ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。

- (7) 基本協定の締結後、災害等が発生し緊急的に応急復旧工事を実施する場合は、書面又は電話等の方法により工事を要請した後、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- (8) 基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。
- (9) 基本協定(案)は、別添一のとおりである。

#### 4. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域内に本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)を有していること。
- (6) 平成16年度以降公告日までに、国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

- (7) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、遠賀川河川事務所に2時間以内に到着で

きること。

- (8) 緊急時の体制の確保として、光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事に関する実務経験を有する2名以上の者、あるいは、電気通信主任技術者又は情報配線施工技能検定又はF T T H屋外施工技能認定（旧：光ファイバーケーブル工事技能認定）又はF T T H施工管理技術認定（旧：光ファイバーケーブル工事管理技術者認定）あるいは、技術士又は1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士を取得している者を1名以上確保できること。

## 5. 評価に関する事項等

### (1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目と評価基準について、評価する。

## 6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 防災情報係

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

## 7. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定の締結希望者は、次に従い申請書等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書等を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書等を提出することができる者は、申請書等を提出するときにおいて、4.に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書等が提出場所に到達しなかった場合は本協定を締結できない。

- ① 提出期間：令和2年1月29日（水）から令和2年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：6.に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

- (2) 申請書は、様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

- (3) 資料は、次に従い様式2～様式7により作成すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

項 目	記載要領・留意事項
<p>①企業の実績 工事成績・表彰 (様式2) (様式3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる工事实績は、平成16年度以降公告日までに完成した光ケーブル敷設工事または光ケーブル移設工事とし、その中から代表的なものを1件記載する。(様式2)</li> <li>・対象となる発注機関は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀川河川事務所</li> <li>他官署 : 遠賀川河川事務所以外の国土交通省</li> <li>他省庁 : 国土交通省以外の「国の機関」、独立行政法人、国所管の公益法人</li> <li>旧公団 : 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)</li> <li>都道府県 : 都道府県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社</li> <li>市町村 : 政令指定都市以外の市町村</li> <li>民間 : 公益民間企業</li> </ul> </li> <li>・様式2に記載した工事に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」(以下、CORINS)の工事カルテの写しを添付すること。ただし、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。また、様式2に記載した工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事(港湾空港関係を除く)である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。</li> <li>・九州地方整備局管内発注の平成27年度以降公示日までに完成した通信設備工事の発注事務所名、工事名、工期、評定点を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。(様式3)</li> <li>・九州地方整備局管内発注の通信設備工事で平成29～30年度完成工事における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰がある場合、様式3に記載し、表彰の写しを添付すること。</li> </ul>
<p>②雇用技術者及び遠賀川河川事務所までの到着時間 (様式4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用技術者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる技術者の資格等は、様式4の表中に記載したものとす</li> <li>る。</li> <li>・技術者数は応募申請書の提出日時点とする。</li> <li>・技術者の雇用と資格等を証明するものの写しを添付すること。</li> </ul> </li> <li>・遠賀川河川事務所までの到着時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。</li> <li>・到着時間は、工事拠点から遠賀川河川事務所まで利用する高速自動車道と一般道の延長をそれぞれ高速自動車道の場合時速80km、一般道の場合時速30kmで換算した場合の時間を記載する。</li> </ul> </li> </ul>

<p>③災害協定の締結及び活動実績 (様式5) (様式6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度以降締結した災害時応急対策工事等の協定の実績のうち、代表的なものを記載する。(様式5)</li> <li>・平成29年度以降締結した災害時応急対策工事等の協定に基づき活動を行った実績のうち、代表的なものを記載する。(様式6)</li> <li>・対象となる協定は電気通信設備に係る工事・役務とする。</li> </ul>
<p>④資機材等の調達 (様式7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ケーブルの応急対策工事に使用する資機材の調達可能数量、うち、自社保有状況について記載する。</li> </ul>

(4) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先  
6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

協定締結参加資格のあった者のうち、施工実績、緊急機体時の体制、資機材の保有状況等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和2年3月11日(水)を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、令和2年3月27日(金)を予定している。

9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限： 令和2年3月16日(月) 17時00分

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。(不在の場合は、他の職員で可)

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和2年3月23日(月)までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

## 10. 基本協定説明書に対する質問

(1) この基本協定説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

①提出期間：令和2年1月29日（水）から令和2年2月5日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで

② 提出場所：6. に同じ

③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等により提出する。

FAXで提出した場合は送信後、6. の担当部局に電話確認すること。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して書面にてFAXにより回答する。その他、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：回答の翌日から申請書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで

②閲覧場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1  
九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課

## 11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とする。

(別表1) 評価項目及び評価基準(光ケーブル)

評価項目	評価内容	最高配点	配点基準	配点	提出様式
■施工実績 (企業)	■工事施工実績  平成16年度以降公告日までの国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績	10	①遠賀川河川事務所の実績あり	10	様式2
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	5	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	0	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	C	
	■工事成績の評価  九州地方整備局発注の平成27年度以降公示日までの通信設備工事の工事成績	10	工事成績評定点の平均が75点以上	10	様式3 工事成績評定通知書の写しを添付
			工事成績評定点の平均が70点以上～75点未満	5	
			工事成績評定点の平均が65点以上～70点未満	0	
			工事成績評定点の平均が65点未満	C	
	■表彰  九州地方整備局管内発注工事で平成29～30年度完成工事における「安全施工」又は「優良施工」の表彰の有無	10	通信設備工事で局長表彰あり	10	様式3 表彰がある場合は、表彰の写しを添付
			通信設備工事で事務所長表彰あり	5	
表彰実績なし			0		
■雇用技術者数	■雇用技術者 ・技術士 電気電子部門又は総合技術監理部門(電気電子) ・電気通信主任技術者 ・情報配線施工技能検定 ・FTTH屋外施工技能認定 ・FTTH施工管理技術認定 ・1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士 ・工事の実務経験	20	有資格者等数6名以上	20	様式4 資格証明書及び雇用関係を証明するものの写しを添付
			有資格者等数2～5名	10	
			有資格者等数 1名	0	
			有資格者等数 1名未満	C	
■事務所までの距離	■事務所までの距離  高速自動車道80km/h及び一般道30km/hで計算	20	1時間以内	20	様式4
			1時間を超え1時間30分以内	10	
			1時間30分を超え2時間以内	0	
			2時間を超える	C	
■災害協定の締結及び活動の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績  平成29年度以降締結した、電気通信における協定の実績	5	①遠賀川河川事務所の実績あり	5	様式5 協定書の写しを添付
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	3	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	1	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	0	
	■災害時応急対策工事等の活動実績  平成29年度以降締結した協定に基づく、電気通信における活動実績	5	①遠賀川河川事務所の実績あり	5	様式6 協定書の写しを添付
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	3	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	1	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	0	
■主要資機材の調達	■主要資機材の自社保有状況 災害復旧に必要な役割を担う資機材の自社保有状況 ア. 高所作業車 イ. 試験用コネクタ、融着器、パルス試験器、光ロス試験器等	20	ア. イ. 両方を自社保有している	20	様式7
			ア. イ. いずれかを自社保有している	10	
			自社保有なし	0	

※C: 資格無し。